

今回の措置について（概要）

震災後に支給決定等の有効期限が切れたとしても、引き続き障害福祉サービス等が利用できます。

- 今般の政令・告示による措置は、支給決定等の有効期限が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 8 月 31 日までの間に切れる場合について、平成 24 年 8 月 31 日まで引き続き障害福祉サービス等の利用ができるようにするものです。

※ 今回の措置は、政令第 274 号（注 1）及び告示第 299 号（注 2）により平成 23 年 2 月 29 日まで期限が延長されていた有効期限を更に平成 24 年 8 月 31 日まで期限を延長するもの。

- 対象となる権利利益は、以下のとおりです。

- ・ 障害児施設給付費の支給（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）
- ・ 介護給付費等の支給決定（障害者自立支援法第 19 条第 1 項）
- ・ 自立支援医療費の支給認定（障害者自立支援法第 52 条第 1 項）

- ただし、今回の措置は前回と以下の相違点があります。

① 利用者からの個別の申出が無くとも自動的に延長される対象地域が異なります。

（注 3）

対象となる特定権利利益	対象者
障害児施設給付費の支給	福島県（南相馬市、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村に限る。）に居住地を有する者
介護給付費等の支給決定	岩手県（陸前高田市に限る。）又は福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡浪江町及び同郡葛尾村に限る。）に居住地を有する者
自立支援医療費のうち更生医療の支給認定	福島県（双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町及び同郡大熊町に限る。）に居住地を有する者

- ② 障害児施設給付費の支給、介護給付費の支給決定、自立支援医療費（育成医療、更生医療、精神通院医療）の支給認定の有効期限の延長について、上記以外の地域においては、延長の申出のあった利用者に対して、各自治体で個別に判断します。申出の際には、①保有する権利利益、②延長を必要とする理由（災害の被害者である等）等必要な事項が記載されていれば、様式は問いません。（注 4）

- ③ なお、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成 22 年法律第 71 号)の一部が平成 24 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、①児童福祉法に基づく障害児施設給付費が障害児通所給付費及び障害児入所給付費に、②障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが児童福祉法に基づく児童発達支援に整理されることから、第 39 号政令及び第 62 号告示について所要の改正を行うこととしています。(対象となる権利利益自体に変更はありません。)

注 1 : 東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令 (平成 23 年政令第 274 号) 別添 2 参照。

注 2 : 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 2 月 29 日まで延長する措置を指定する件 (平成 23 年厚生労働省告示第 299 号) 別添 3 参照。

注 3 : 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 4 項の規定に基づき同条第 1 項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成 24 年 2 月 29 日まで延長する措置を指定する件の全部を改正する件 (平成 24 年厚生労働省告示第 62 号) 別添 5 参照。

注 4 : 東日本大震災の被害者の児童福祉法第 24 条の 3 第 4 項の施設給付決定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令 (平成 24 年政令第 39 号) 別添 4 参照。